

2011年3月31日

分科会運営内規（改訂）

日本コミュニケーション障害学会の充実・発展のため、会員自らが設立し運営する分科会活動を円滑に進めるため、以下の通り内規を定める。

1. 学会は分科会を第二段階で承認した場合、発足資金の一部として 30,000 円を分科会へ送金する。
2. 分科会は専用口座を開設する。
3. 分科会は年度末に当年活動報告および次年度活動計画を提出する。
4. 分科会は会計年度末に当年会計報告と次年度予算を提出する。
5. 成果発表、ワークショップ、講習会等を開催する際の規定
 - ① 事前に開催内容を常任理事会に報告する。
 - ② 収入と経費とのバランスを考え、収益を目的としない。
 - ③ 開催案内等については学会の通信文書送付への同封、HP への掲載などを利用する。
 - ④ 多額の経費が見込まれる場合は、開催計画書と収支予算書を事前に学会に提出し、常任理事会が必要と認めた場合、審議を経て学会から援助する。
 - ⑤ 終了後には開催報告書（会計報告を含む）を提出する。
6. 学術講演会で開催する分科会活動について
学術講演会のプログラム内で、参加費を別途徴収せずに行なうワークショップ等では、使用機器等の経費を学会が負担する。
7. 会計について
 - ① 活動による収益は、活動に必要な物品購入等活動費として使用することができる。
 - ② 会計年度末の繰越金は 50,000 円を上限とし、それを越す金額は学会一般会計に繰り入れる。
8. 分科会の休会および解散について
 - ① 2年以上活動をしない場合は休会か解散の届出をする。休会期間は2年以内とする。
 - ② 分科会活動を休会するときは、休会の届出とともに残金を学会に返す。
 - ③ 分科会を解散するときは、速やかにその理由を記載の上、届出をする。
 - ④ 分科会解散時の残金は学会に返す。
 - ⑤ 2年以上活動をしない分科会は解散とみなされるので解散の手続きをとる。
9. 以上の項目のうち提出、報告、届出については分科会担当常任理事を窓口とする。